

資金名	資金用途	融資対象	貸付限度	貸付利率	貸付期間	償還方法	保証人	担保	添付書類	信用保証	取扱金融機関	申込先
振興資金	設備資金	店舗・工場・機械等の設備に要する費用	中小企業者	1,200万円以内	年 2.1%	7年以内(建物等は10年以内)	6か月以内据置分割償還	原則として法人にあつては法人代表者(実質経営者を含む)を要す 原則として個人事業者は不要	必要に応じ徴する	決算書・最近の試算表 町税納税証明書 見積書・設計図書又はカタログ	町負担 100%	松川町商工会經由 松川町役場産業観光課 ・八十二銀行松川支店 ・飯田信用金庫大島支店 ・アルプス中央信用金庫上片桐支店
	運転資金	商品・材料等に要する仕入資金	中小企業者	500万円以内	年 2.1%	5年以内	据置なし分割償還			決算書・最近の試算表 町税納税証明書		
小口資金	小口の設備資金及び運転資金	小規模企業者	200万円以内	年 1.8%	5年以内	6か月以内据置分割償還	徴しない		決算書・最近の試算表 町税納税証明書 (設備の場合は見積書・設計図書又はカタログ)			
若手経営者育成資金	店舗・工場・機械等の設備に要する費用	中小企業者で、個人企業者及び会社又は組合の代表者の継承者及び若手経営者で現に当該商工業に従事する45歳以下の者 原則として6か月以上商工会の経営指導を受けていること	1,000万円以内	年 2.0%(利子補給 7年間 1.2%以内)	7年以内(建物等は10年以内)	6か月以内据置分割償還	決算書・最近の試算表 町税納税証明書 見積書・設計図書又はカタログ					
経営健全化資金	事業の転換・新分野進出等経営の多角化に要する費用及び不況等に伴う運転資金 また、月々の返済額の軽減及び資金調達の円滑化等のための運転資金(振興資金、小口資金、経営健全化資金)の借換え資金	中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する者。又は上記以外で売上高が前(々)年対比 5%以上減少している中小企業。どちらも原則として6か月以上商工会の経営指導を受けていること	1,000万円以内	年 1.8%(利子補給 5年間 0.5%以内) ただし、経営健全化資金からの借換えは、従前のものを含め 5年間とする)	7年以内	6か月以内据置分割償還 (ただし、借換えの場合、据置なし分割償還)	決算書・最近の試算表 町税納税証明書 事業計画書 発注企業の証明書					
創業支援資金	開業に要する運転資金及び設備資金	新規開業予定者及び開業から 5年以内で事業実施のために資金を必要とし、「特定創業支援事業」を受けた者	500万円以内	年 1.9%(利子補給 5年間 0.9%以内)	7年以内	6か月以内据置分割償還	必要に応じ徴する		創業計画書又は収支計画書 町税納税証明書 設備資金は、見積書・設計図書又はカタログ 住民票			
特別小口資金	運転資金 (新規借入のみ。ただし、特別小口資金からの借換えは可。)	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、1か月の売上高が前(々)年対比 10%以上減少している小規模企業者 原則として6か月以上商工会の経営指導を受けていること	500万円以内	年 1.8%(利子補給 3年間 1.8%以内) ただし、借換えの場合は、従前のものを含め 3年間とする)	10年以内	1年以内据置分割償還	決算書・最近の試算表 町税納税証明書 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の確認書					
特別経営健全化資金	運転資金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、中小企業信用保険法第2条第5項第4号に該当する者又は危機関連保証制度要綱(平成 29・10・23 中庁第 1号)に定める危機関連保証を利用する者 原則として 6か月以上商工会の経営指導を受けていること	1,000万円以内	年 1.8%(利子補給 3年間 1.8%以内) ただし、特別経営健全化資金からの借換えは、従前のものを含め 3年間とする)	10年以内	1年以内据置分割償還	決算書・最近の試算表 町税納税証明書 事業計画書					